

石広消松第353号
令和5年7月18日

東松島夏まつり実行委員会
実行委員長 大橋 諒 殿

東松島消防署長

「露店等の開設届出書」の取りまとめについて（依頼）

大暑の候、時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会において、屋台の火気により多数の死傷者を出す火災が発生したことを受け、国による規制強化により東松島消防署においても、より一層防火安全対策の推進に努めているところです。

このため、露店を出店される予定の場合、東松島消防署長あて、あらかじめ届出を提出する必要があります。（石巻地区広域行政事務組合火災予防条例第45条1項6号、石巻地区広域行政事務組合火災予防条例施行規則第10条1項6号）

つきましては、今年の東松島夏まつりに露店を出店される場合は、別添「露店等の開設届出書」に必要事項を記載の上、令和5年8月14日（月）までに2部提出し、露店からの出火防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、東松島夏まつりのホームページ上に「露店等の開設届出」及び「防火安全自己点検票」を掲載し届出の促進を促すようご依頼申し上げます。また、当日の現場確認時に「防火安全自己点検票」を確認しますので持参いただきますようお願いいたします。

〈露店からの出火防止について〉

- ① 対象火気器具等は安全な場所に設置する
 - ・対象火気器具等（ガソリン、灯油、LPG、炭等を使用する器具や発電機）は、建物や可燃物から離して設置し、常に周囲の整理整頓に努める
- ② カセットコンロの取扱いに注意する
 - ・カセットボンベ容器カバーを覆うような大きな調理器具は使用しない
 - ・2台以上並べて使用しない ・炭の火おこしをしない
- ③ ガソリン携行缶の取扱いに注意する。
 - ・直射日光の当たる場所や高温になる場所、火気器具の付近で保管しない
 - ・携行缶や発電機などの蓋を開ける前にエンジンを停止する
 - ・携行缶の蓋を開ける前に必ずエア抜きをする
 - ・周囲の安全を確認する ・ガソリンの噴出に注意する

〈届出先〉

〒981-0504 宮城県東松島市小松字下浮足100番地5
石巻地区広域行政事務組合 東松島消防署 予防係
TEL：0225-82-2147

様式第16号の2（第10条関係）

露店等の開設届出書

令和 年 月 日			
東松島消防署長 殿			
届出者 住 所			

(電話 _____)			
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者)			

開 設 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

防火安全自己点検票

点検日時	年 月 日	時 分	ごろ
点検者氏名			消火器設置の有無 有・無

○開設場所

点検内容	結果
消火栓、防火水槽等の消防水利から5m以上離れた場所です。	
露店等と隣接する建物にある消防用設備等（消火器、屋外消火栓等）の障害になっていません。	

○火気器具

点検内容	結果
周囲に可燃物を置いていません。	
器具は不燃性の床又は台を使用しています。	

○液体燃料（ガソリン等）の火気器具・貯蔵容器の取扱い

点検内容	結果
火気器具や貯蔵容器に燃料漏れがありません。	
液体燃料の貯蔵、取扱い場所では、みだりに火気を使用しません。	
貯蔵容器は消防法令に適合した金属製の容器を使用しています。	
容器は火気等から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い場所で保管しています。	
液体燃料を取扱う場合は、観客等から十分に離れた安全な距離をとります。	
発電機の運転中の燃料補給は絶対に行いません。	
給油をする場合は、周囲に火気がないことを確認し、観客から十分な距離をとります。	

○気体燃料（LPガス・カセットコンロ）の火気器具

点検内容	結果
ボンベは火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置しています。	
ボンベは転倒しないよう設置し、観客と距離をとっています。	
火気器具の周囲は可燃物から適正な距離を保ち、整理及び清掃を行っています。	
ゴムホースは適正な長さで劣化のない専用のものを使用しています。	
ホースの接続は確実にを行い、ホースバンドで固定しています。	

○固体燃料の火気器具

点検内容	結果
まき、炭等を使用する場合、みだりにその場を離れず残火等の後始末を確実にを行います。	

○電気器具

点検内容	結果
たこ足配線はせず、許容電流を守っています。	
水がかかる場所の器具は防水機能があるものを使用しています。	
劣化した配線は使用せず、照明器具が可燃物に接しないよう設置しています。	

○放火防止対策

点検内容	結果
2日間以上にわたり開設する場合は、ボンベその他の燃料、発電機は持ち帰ります。	
ゴミ等の可燃物を持ち帰り、整理整頓を確実に実施します。	

※結果欄：良好○・不適×